

総務課からのお知らせ

TEL 0493-62-2151

令和5年度下半期に次の方からご寄附ご寄贈がありました。ご趣旨に沿い、有効適切に活用させていただきます。

- 明治安田生命保険相互会社様
■大陽インキ製造株式会社様
■故・石川勝利様
■加藤昌江様
■岡田彰様

その他匿名希望の方からも、多くのご寄附ご寄贈をいただきました。

地域支援課からのお知らせ

TEL 0493-62-2152

Jアラートによる情報伝達訓練

全国瞬時警報システム(Jアラート)は、地震や武力攻撃などに関する情報を、町の防災行政無線を通じて、国から直接住民に対し伝達するシステムです。次の日時で、Jアラートによる全国一斉情報伝達訓練を実施します。

5月22日(水) 11時頃

訓練方法

町内の防災行政無線から、大きい音量で次の内容が放送されます。

放送内容 上りチャイム+「これは、Jアラートのテストです」x3回+「こちらはぼつざいらんざんです」+下りチャイム

災害発生時や自然災害のおそれがある場合、中止となることがあります。

納税は便利な口座振替をご利用ください

TEL 0493-62-2153

町税等の納付は口座振替をおすすめします

指定された口座から納期ごとに自動的に引き落とされることにより納税される方法です。納め忘れることがなく、納付場所に現金を持ち歩く必要もなく、一度手続きをすれば継続して利用できる確実・安全・便利な口座振替をおすすめします。

《口座振替のできる金融機関》

- 埼玉信用金庫 本・支店
○埼玉りそな銀行 本・支店
○りそな銀行 本・支店
○埼玉中央農業協同組合 本・支店
○武蔵野銀行 本・支店

全国のゆうちょ銀行

《口座振替のお申し込み方法》

納税通知書・預金通帳・届出印鑑をお持ちになり、右記の金融機関の窓口にて「口座振替申込書」をご記入のうえお申し込みください。

納税がもっと便利・簡単に！

地方税共通納税システムの対象税目が拡大されました。これにより今までご利用いただけなかった決済アプリやクレジットカード※での納税が可能となります。また、これまでと違い嵐山町公金取扱金融機関だけでなく全国のe-LQR対応金融機関でも納税が可能となります。

《対象税目》町県民税/固定資産税/軽自動車税/国民健康保険税

《e-LQR対応金融機関》

みずほ銀行/三菱UFJ銀行/三井住友銀行 他(最新の対応状況は地方税お支払サイトをご覧ください)

《新規対応決済アプリ》

au PAY/d払い/楽天PAY/ファミペイ 他(最新の対応状況は地方税お支払サイトをご覧ください)
《クレジットカード対応ブランド》
VISA/Master/JCB/American Express/Diners Club
※クレジットカード納付の場合は所定

の利用料がかかります。

1万円まで37円(税別)、以降1万円ごとに75円(税別)。システム利用料は嵐山町の収入になるものではありません。

《インターネットバンキング》

利用には事前に金融機関において登録が必要です。

《口座振替(ダイレクト方式)》

利用するには、口座情報をe-LTA Xまたは地方税お支払サイトへ事前登録する必要があります。

《ペイジー》 利用には事前に地方税お支払サイトでペイジー番号を発行する必要があります。

利用方法等、詳しくは地方税お支払サイトをご覧ください。

《お支払サイトの使い方》 ヘルプデスク TEL 0570-080481



軽自動車税が上がった方へ

車両の初年度検査日(取得日ではない)から13年経過すると、翌年度の軽自動車税が上がります。車検証の検査日を確認いただき不明な点があればお問い合わせください。

軽自動車税(種別割)の減免制度

障害に関する各種手帳をお持ちで一定の要件に該当する場合、軽自動車税を減免することができます。対象要件など詳細はお問い合わせください。

今年度も郵送で申請を受け付けます。昨年申請を受け、申請した車両の登録がある方には減免申請書を郵送します。新たに申請される方はお問い合わせください。減免を受ける場合は毎年申請が必要です。なお、減免車両は手帳をお持ちの方一人につき一台普通自動車も含む)に限りです。

申込期限 5月31日(金)

必要書類 納税通知書/障害者手帳/運転免許証/車検証/マイナンバーがわかるもの

5月は収税強化月間です

町では、毎年5月と12月を収税強化月間とし、税務課職員を中心に各種税金等を滞納している方々のお宅を重点的に訪問します。期間中は、休日も町内を各班に分けて訪問する予定です。※町税等は、納税者の皆様が期限までに自主的に納めていただくことになっております。滞納していると延滞金が増算され納付が困難になるばかりではなく、納税者の意思に関わりなく滞納処

町民課からのお知らせ

TEL 0493-62-2154

国民年金保険料の免除制度

保険料の未納状態が続くと、受給できる年金額に影響がでる以外にも、不慮の事態が発生した際に、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」や猶予となる「納付猶予制度」があります。

1 申請免除 所得が少なく保険料を納めることが困難なときに申請し、認められると保険料の納付が免除されます。

申請者本人(被保険者)・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となり、所得に応じて次のように免除が承認されます。

- ①全額免除 ②4分の3免除
③半額免除 ④4分の1免除
※一部免除を承認された方は、一部納

こんな場合は保険証が使えません

国保に加入していても、次の場合は保険証が使えません。ご注意ください。

《病気とみなされないもの》
健康診断、人間ドック(年齢により町からの助成があります。詳しくはP12)健康いきいき課の健診情報をご覧ください。

《第三者からの行為による病気やケガ》 交通事故/他人の飼い犬にかまれた/飲食店で食中毒にあった等
※ただし、届出をすれば国保で治療することが出来ます。事故等にあつたら、まず役場へご相談ください。
《保険給付が制限されるもの》
けんか、泥酔などによるケガや病気
故意の事故、犯罪によるケガや病気
医師や国保の指示に従わないとき

《要予約》マイナンバーカード手続きのための特別開庁

5月18日(土) 9時~12時

マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。

窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います(無料)。平日の業務時間内のご来庁が難しい方は、この機会をぜひご利用ください。お電話での予約をお願いします。※特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書の発行や住民異動の手続き)はできません。